

平成27年度「市民文化活動助成」募集要項 ～みなさまの優れた事業募集中！～

1 助成対象となる事業・団体

対象事業

次の項目のうち一つ以上に該当する文化事業で、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われる事業とします。

なお、自己負担金5万円以上かつ総事業規模40万円以上の事業が対象となります。

- ① 次世代の文化を担う子どもたちや文化活動に取り組む市民の技能などの向上に確実に繋がるワークショップなどの開催を伴う企画性に富んだ文化事業
- ② 複数のジャンルが融合した内容で、斬新的・創造的な文化事業
- ③ 他地域ではない取り組みで、地域の住民や団体が主体となり、地域全体を上げて開催することで、地域における文化によるまちづくりを先導する特色ある文化事業
- ④ 市が重点的に取り組んでいる施策を文化活動面から連動・連携しようとしている文化事業
- ⑤ その他、財団が支援し、事業の定着や拡充を図っていくことが望ましい、新鮮で独創性のある文化事業

対象団体

宇部市内に主たる事務所を設置し助成事業の趣旨に賛同する団体で、営利を目的とした法人を除く次の各号の一つに該当する団体です。

- ◆市民で構成されたボランティア団体、NPO法人その他市民活動団体（構成員の過半数が宇部市民であり、主たる活動拠点が市内であるものを含む。）
- ◆その他財団理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体

※出演者のプロ・アマについては問いませんが、市民文化団体等が主体的に実施するもので、営利を目的としたもの、宗教的又は政治的活動や特定の団体、市民等を対象としたものではなく、誰もが鑑賞できる文化事業であることが条件となります。

※1団体1事業（1つの公演又は1つの展示をいう）の応募ができます。

2 助成内容

① 助成金の額 [予算の範囲内で助成金を交付します]

◆助成金額 助成対象経費の1/2以内かつ自己負担金の範囲内

なお、上限は20万円以内とします。

※自己負担金が5万円以上の事業とします。

※財団が特に優れていると認めた事業については、この限りではありません。

◆助成件数 5団体程度

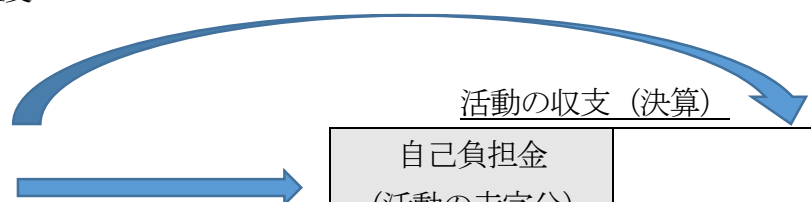
【助成金のイメージ】

・助成対象経費の1/2以内

かつ自己負担金の範囲内

・上限20万円

採択額は、選定委員会において、一定の基準に基づき算定しますので、要望額すべてを満たすとは限りません。また、最終的な助成金確定額は実績報告書に基づく決算時の額をベースとします。



活動の収支(決算)	
自己負担金 (活動の赤字分)	助成対象経費
収入	
	助成対象外経費

② チケット販売の協力及び行事の周知

◆宇部市文化会館でのチケット販売(手数料無料・希望者)

◆宇部市文化創造財団情報誌「イベントガイド」、宇部市文化創造財団ホームページへの掲載

※ただし、開催時期によっては情報誌に掲載できない場合があります。

◆宇部市文化会館等でのポスターの掲示、チラシの配置

3 助成対象経費・助成対象外経費・申請書に記入できない経費

◆事業の支出は以下の3つに区分します。

(1) 「助成対象経費」: 申請書に記入した事業を実施するにあたり、直接的に係る経費で、助成を行うことが適当であると認められる経費です。

※なお、「実績報告書」の提出の際には、領収書(業者の場合は見積・請求書等)の添付(コピー可)が必要です。

謝金	指揮料、演奏料、講師料、司会者出演料 等
旅費	指揮者、演奏者、講師、司会者等への交通実費及び宿泊費等 ※当財団の基準の範囲内 ※公共交通機関による移動は実費となります ※財団基準より 宿泊費…13,100円以下(宿泊・夕食・朝食を含む)
消耗品費	用紙・文具・封筒などの消耗品の購入費 等
印刷製本費	チラシ・ポスター等の印刷、看板代 等
通信運搬費	切手やはがきの購入、宅配便等の送料、道具等の運搬費 等
広告宣伝費	広告掲載料等、CM制作放送料 等
手数料	振込手数料、著作権使用料、保険料 等
委託料	外部に発注する経費 等
使用料及び賃借料	会場等利用料、電気・暖房等利用料、物品借上料、展示品等借上料

(2) 「助成対象外経費」

- ① 出演者及びスタッフのケータリング代、弁当代
- ② 公演リハーサル・本番に必要な宿泊以外の泊費
- ③ 航空・鉄道・船舶運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン料金、特別船室料金等）

(3) 「申請書に記入できない経費」

- ① 事務所維持・管理運営に関する経費
 - 家賃等 ○電話代 ○ホームページ作成運営費 ○職員給与 ○消耗品費
 - 振込手数料 ○予備費 ○内部スタッフに対する手当・旅費
- ② 役員・常勤職員・会員（スタッフ）に係る経費
 - 人件費や謝金、旅費、会議費、飲食費等すべて
- ③ 団体の財産になり得るもの（備品等）の購入や製作経費
 - 楽器・楽譜・衣裳購入費
 - 事務機器・什器・備品の購入経費（事業終了後、団体の所有物となるもの）
- ④ 社会通念上、公費で賄うことがふさわしくない経費
 - 交際費・接待費 ○レセプション・パーティーに係る経費 ○打ち上げ費
 - 飲食に係る経費 ○講師への土産代や花束代
- ⑤ ①～④のほかに、団体の自主財源により賄うべき経費
 - 練習場（稽古場）の借料等経費 ○稽古のための楽器演奏謝金
 - 指導者やトレーナー等経費 ○礼状送付通信費 ○記念品代
 - 個人への支給品代 ○出演者への花束代 ○駐車場代
 - ガソリン代（レンタカーに係る場合は除く）
 - マネジメント料 ○取材・企画・制作等の会議（打ち合わせ）に関する経費

4 助成の制限・留意事項

次の場合は助成対象となりません

- ◆実質的に市町又は外郭団体が実施主体である事業（学校の教育活動も含む）
- ◆特定の個人や団体に利益が供される事業（発表会など）
- ◆団体の運営のために行われる事業

次の場合は審査の際に評価されないか、評価が低くなります

- ◆国、県、市町及びこれらの外郭団体のいずれかから補助金等が交付されている事業
- ◆定期公演等継続的に行っている事業
- ◆単に芸術・文化の鑑賞機会を提供する、いわゆる「買い公演」
- ◆組織基盤が弱い等実施能力が低いと思われる団体の事業
- ◆過去に助成を受けた事業と同程度の内容の事業

その他の留意事項

- ◆「助成申請書」の記載内容は、採択事業を選考する際の重要な判断材料となるため、事業内容が申請内容と著しく異なる場合は、決定後であっても採択を取り消す場合があります。
- ◆他の民間団体から助成される場合は、助成金額の調整をすることがあります。
- ◆事業内容や収支に大幅な変更が生じた場合は、減額又は取り消すことがあります。
- ◆申請に係る個人情報、本助成事業の目的以外には利用しません。

5 申請方法

- ◆所定の申請書 ①「助成申請書(様式1-1)」②「収支予算書(様式1-2)」③「主催者概要調書(様式1-3)」に必要事項を記載し、事業内容の分かる参考資料を添付の上、持参又は郵送してください。
(提出部数：1部)
- ◆複数の団体が一つの事業を実施する場合は、いずれか代表する1団体が申請してください。
- ◆申請をされる場合は、次項の「6 スケジュール(1)「募集説明会」への参加が必須となります。

6 スケジュール

(1) 募集説明会

- ◆平成27年4月15日(水曜日) ①10:00～②19:00～宇部市文化会館 第2研修室
4月19日(日曜日) ③14:00～
- 申込締切：4月14日(火曜日)までに電話等でお申し込みください。

(2) 申請書の提出

- ◆平成27年4月15日(水曜日)から4月30日(木曜日) [持参…17時まで。郵送…当日消印有効]

(3) 選定委員会による審査

- ◆書類審査
- ◆申請者による企画案の説明(プレゼンテーション)及び委員会からのヒアリング
※プレゼンテーションの日時・会場は後日個別に連絡します。
(概ね1団体につき説明10分、質疑5分程度)
※点数評価し、対象事業として適合している事業に対し点数の上位から選定します。

(4) 採択決定

- ◆助成対象事業の採択決定。その後、採択決定を申請団体へ通知
- ◆採択事業については当財団のホームページ等で公表
【ご注意】助成対象事業の内容の変更又は総額の30%を超える事業費の変更が生じたときは、事業実施までに「事業内容変更申請書」を必ず提出してください。

(5) 事業の実施・完了 実績報告書の提出

- ◆事業完了後30日以内又は平成28年3月31日(木曜日)までに「実績報告書」を提出

(6) 額の確定、請求書の提出

- ◆「実績報告書」を審査し、助成金の額を確定し通知
- ◆「助成金額確定通知書」受け取り後、「請求書」を提出

【応募及び問合せ先】 〒755-0041 宇部市朝日町8番1号 宇部市文化会館内

一般財団法人宇部市文化創造財団

「平成27年度 市民文化活動助成」助成対象事業募集係 [担当：田中]

電話：0836-35-3355 / ファクシミリ：0836-31-7306 / Eメール：info@ube-bunzai.jp